

一般名処方について

2024年6月1日
より

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部の医薬品について十分な配給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした「**一般名処方**」を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、スタッフまでご相談ください。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2024年10月～
長期収載品について
医療上必要性が
認められない場合に
患者の希望を踏まえて
処方等した場合は
選定療養費となります。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなくお薬の「有効成分」を処方せんに記載することです。
そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、
患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

医療法人社団 苑田会 苑田第二病院
病院長